

平成25年度

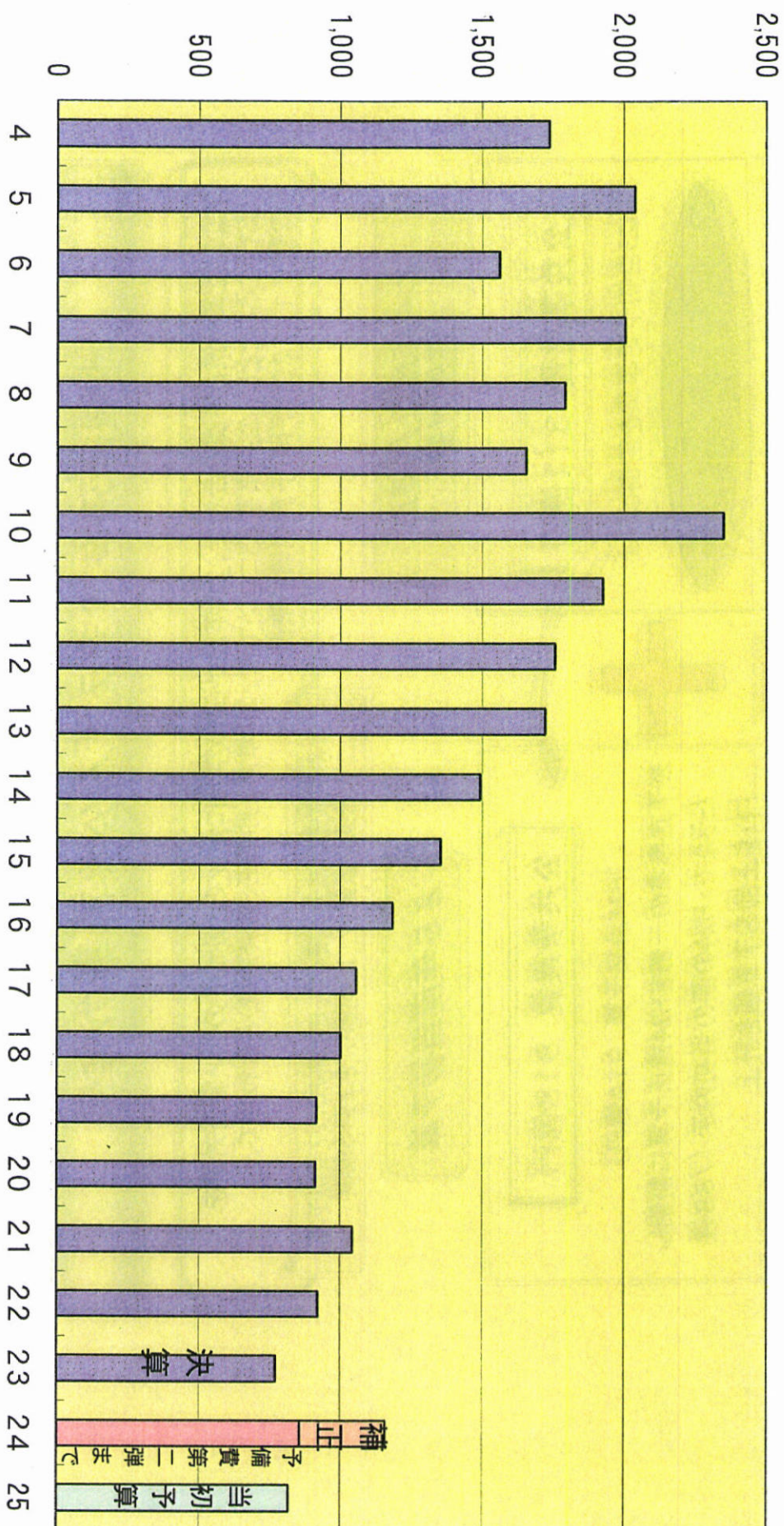
長崎県総合評価落札制度検討委員会

平成25年5月15日

長崎県土木部建設企画課

1. 平成24年度結果報告

長崎県の公共事業関係予算 【長崎県の公共事業費の推移】



※地域自主戦略交付金、全国防災を含む。直轄負担金及び災害復旧費は除く

※平成23年度までは決算

※平成24年度は予備費第2弾+補正

※平成25年度は当初予算

長崎県の公共事業予算

■H24年度の補正予算とH25年度予算で総額1129億円を確保している。

地域経済を下支えする公共事業の確保

○国の経済対策と歩調を合わせ、24年度から25年度にかけて、切れ目のない経済対策を
実行することとし、公共事業費については、24年度2月補正(経済対策)と合わせて、
総額で1,129億円の予算規模を確保

公共事業費の減少が続く中、8年前のH17当初予算
の公共事業費(1,106億円)を上回る規模

24年度2月補正
(経済対策)

25年度当初予算

公共事業費 311億円

※H25当初予定事業を前倒し計上

前倒し計上することで
H24からの事業着手が可能！

公共事業費 818億円

[H24当初予算 914億円]

※予定事業の一部をH24補正予算に前倒し
たうえで、H24の国の当初内示(788億
円)を上回る予算額を計上

◎公共事業費約1,129億円を確保

～24年度から25年度にかけて、切れ目のない事業執行～

入札制度の見直しについて

平成23年度より、発注基準（総合評価制度の適切な活用等）の見直しを含む、入札制度全体の見直し検討を進めてきましたが、新制度の適用については、以下の方針としています。

①制度の改正内容は、これまでの審議でまとめた案を基本とする。

・格付基準（格付ランクの再編、発注価格帯の見直し）
・発注基準（総合評価制度の適切な活用、簡易評価型入札制度の導入） 等

②適用時期は、国の予算の状況を見極めたうえで慎重に判断する。

・平成26年度予算（政府原案）判明時が判断時期
・予算が増加しない場合、新格付基準適用（H27.4～）を検討

③大幅な制度改正に至らない改善事項は、導入を検討する。

・総合評価制度における技術提案数の制限
・若手技術者育成型競争入札の試行

等

平成24年度 実施状況

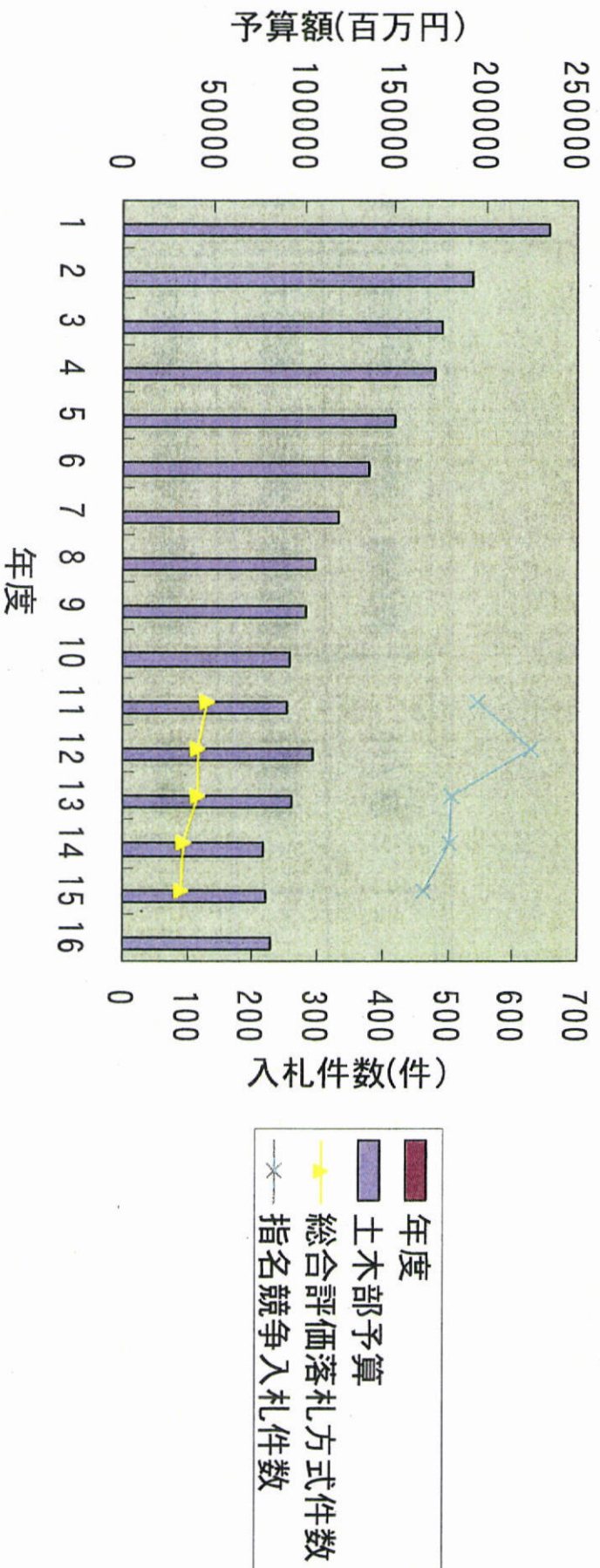
1. 発注件数（公告件数）H25.3末時点

総合評価落札方式（土木部・水産部・農林部）				
年度・型式	特別簡易型	簡易型	標準型	合計
平成21年度	79件	38件	0件	117件
平成22年度	87件	27件	2件	116件
平成23年度	69件	26件	0件	95件
平成24年度	65件	24件	2件	91件

2. 小委員会開催状況

年度	開催回数	1回あたりの平均案件数
平成21年度	21	3.95
平成22年度	29	1.93
平成23年度	24	2.46
平成24年度	29	1.89

土木部予算と入札件数



・土木部予算の減少に追従して入札件数も減少している。

3. 落札者 (H25.3末までの結果)

年度	発注部局	実施件数 (A)	最低価格以外の落札件数 (B)	B/A (%)
平成24年度	土木部・水産部	80 件	52 件	65.0
	農 林 部	2 件	2 件	100.0
	合 計	82 件	54 件	65.9

平成23年度	土木部・水産部・農林部	95 件	53 件	55.8
平成22年度	土木部・水産部・農林部	116 件	72 件	62.1
平成21年度	土木部・水産部・農林部	117 件	84 件	71.8

・実施済み (3月末) 82件中、54件 (65.9%) において、最低価格応札者でない者が落札した。

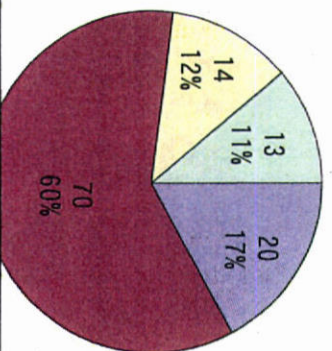
4. 最低価格者以外の落札状況

(落札額－最低入札額)	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
／落札額	件数	比率	件数	比率	件数	比率
0.5%未満	50	69.4%	45	84.9%	43	79.6%
0.5%以上1.0%未満	15	20.8%	6	11.3%	9	16.7%
1.0%以上2.0%未満	5	6.9%	2	3.8%	1	1.9%
2.0%以上3.0%未満	2	2.8%			1	1.9%
3.0%以上4.0%未満						
4.0%以上5.0%未満						
計	72		53		54	

- ・逆転の場合の落札額と最低入札額の差は、2件を除き落札額の1%未満となっている。

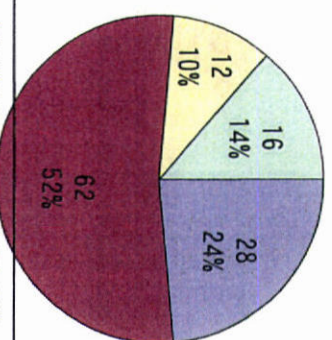
5. 落札状況の内訳（最低価格者と最高得点者の関係）

【H21年度】



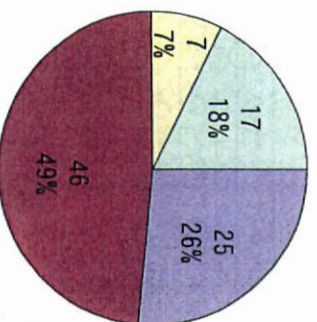
最高得点者落札者76.9%

【H22年度】



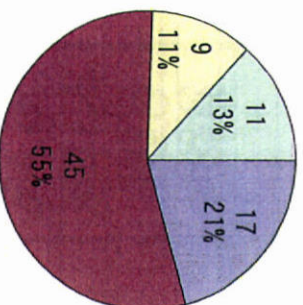
最高得点者落札者75.8%

【H23年度】



最高得点者落札者74.7%

【H24年度】



最高得点者落札者75.6%

最高得点の落札者は
75%程度で推移し
ている

最高得点者以外かつ最高得点者以外	最高得点者かつ最低価格者
最高得点者以外かつ最低価格者	最高得点者かつ最低価格者以外

6. 落札率

* 予定価格3,500万円以上

年度	発注部局	総合評価(A) (%)	価格競争(B) (%)	差 (A-B) (%)
平成24年度	土木部・水産部	90.6	90.4	0.2
	農 林 部	90.7	90.6	0.1
	合 計	90.6	90.4	0.2

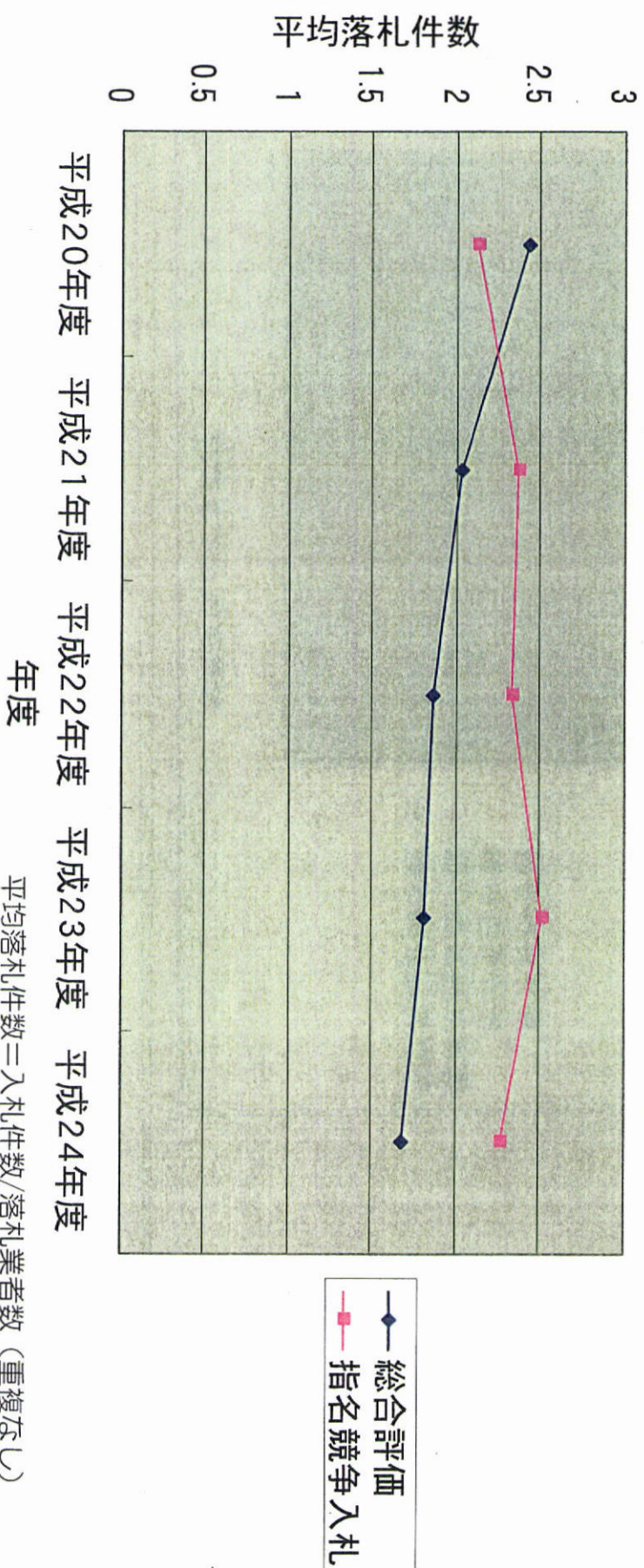
平成23年度	土木部・水産部・農林部	91.0	90.9	0.1
平成22年度	土木部・水産部・農林部	90.9	90.6	0.3
平成21年度	土木部・水産部・農林部	90.7	90.5	0.2

- ・ 価格競争で実施した場合と比べると、落札率は、0.2% 上昇したことになる。

7. 落札回数 (簡易型・特別簡易型)

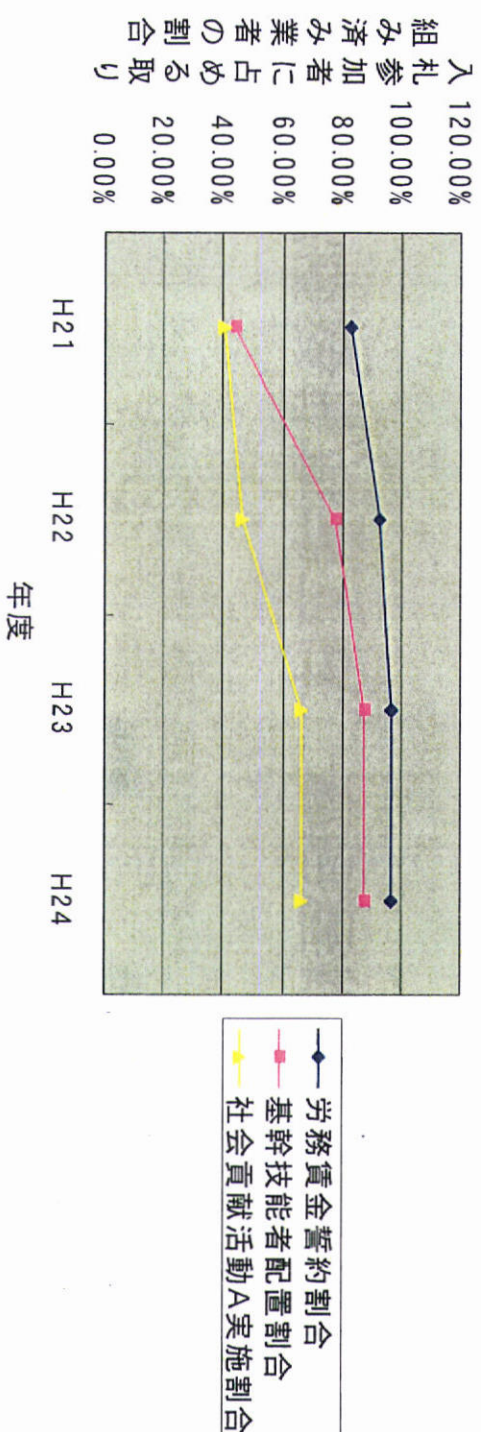
落札回数	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (H24.4~H25.3)		
	企業数	企業数	企業数	落札総額 (税抜き)	1者当り 落札額
12		1			
11	1				
10	1				
9					
8	1	1			
7	1		2	3,060,160	1,530,080
6		1			
5		1	1	728,997	728,997
4	5	4	3	2,187,898	729,299
3	5	3	1	442,350	442,350
2	15	10	16	6,341,053	396,316
1	55	47	41	9,295,819	226,727
受注件数	156 件	123 件	107 件	千円	千円
落札企業数	84 企業	68 企業	64 企業	22,056,277	344,629

入札方式別平均落札件数

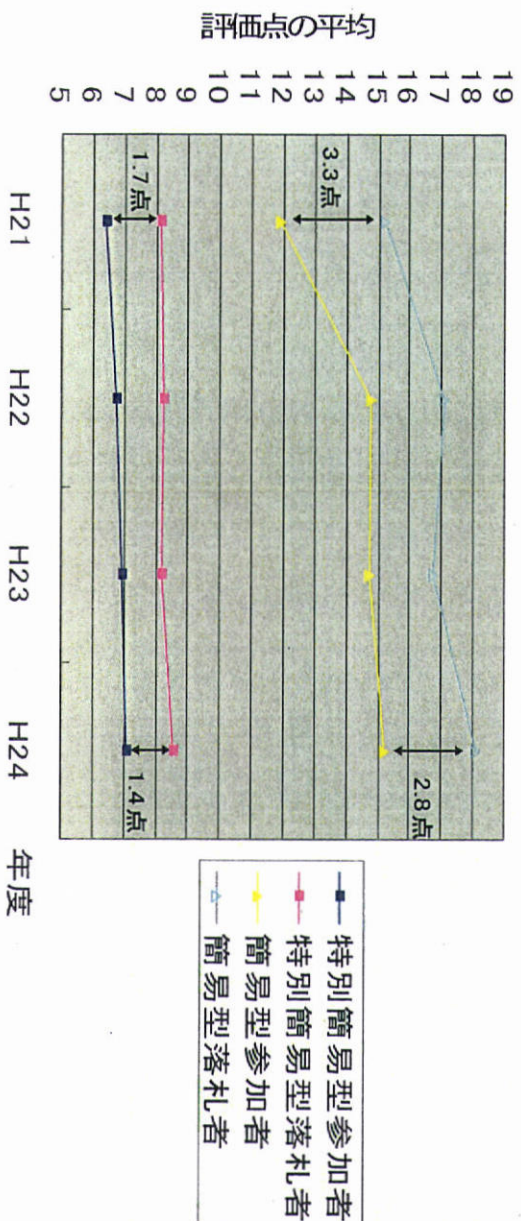


- ・ 総合評価落札方式では、平均落札件数は年々減少している。

企業の施工能力項目の取り組み状況



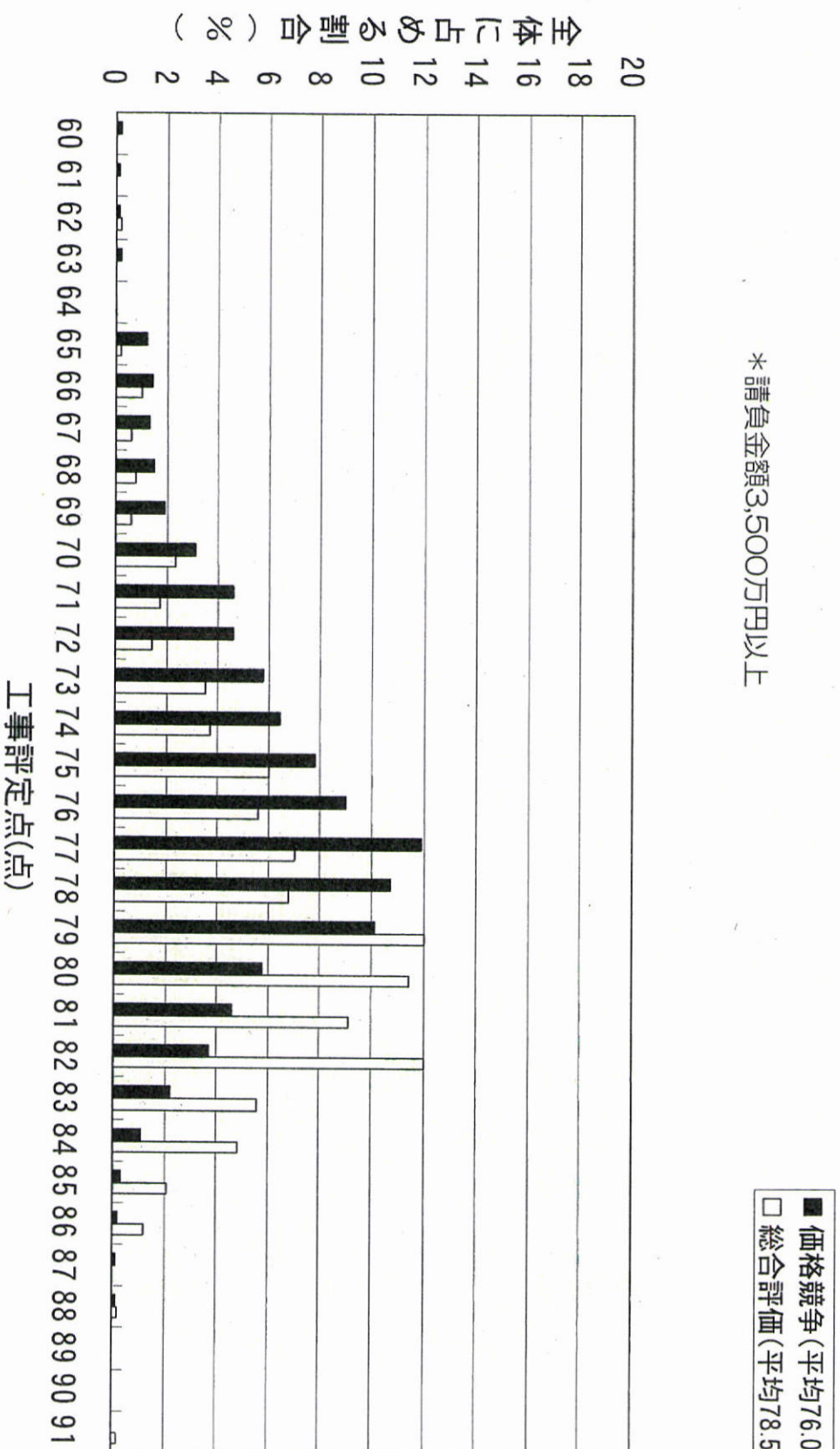
評価点の平均点推移



8. 工事成績

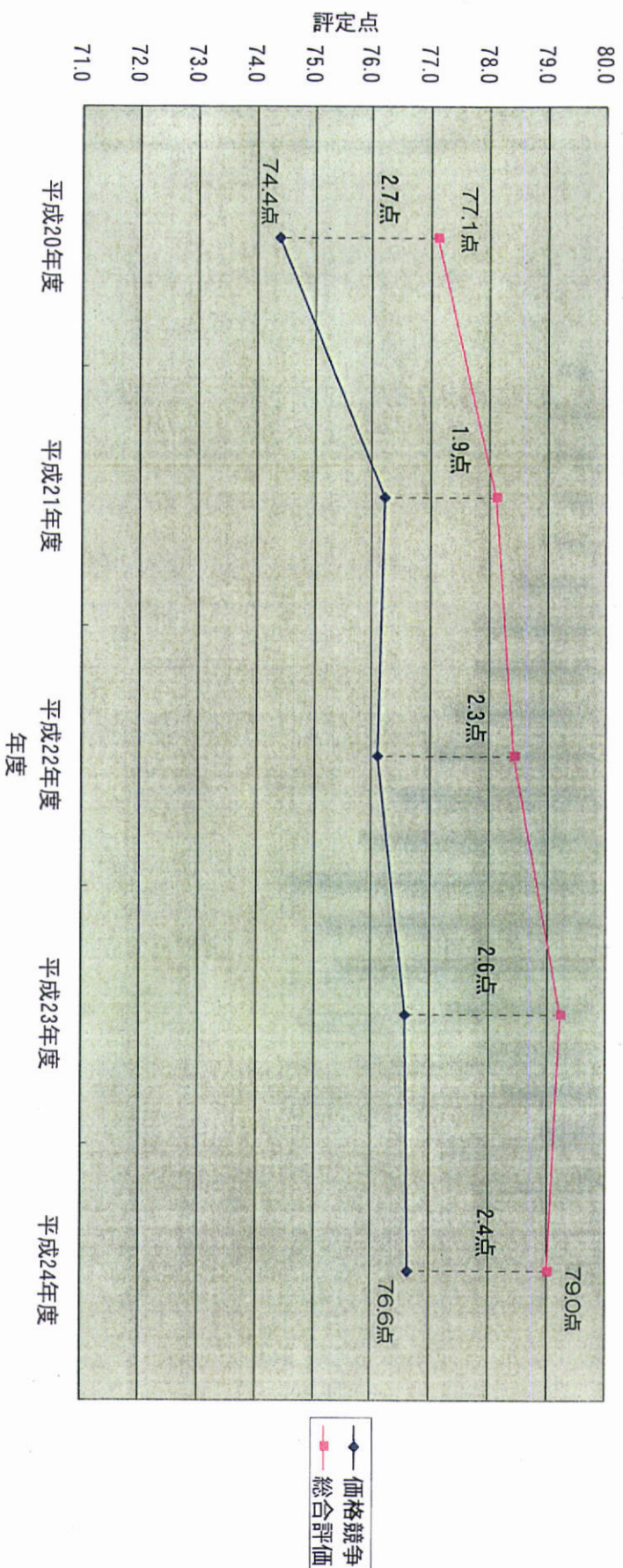
5カ年(H20～H24)合計
総合評価と価格競争による工事の評定点とその割合

* 請負金額3,500万円以上



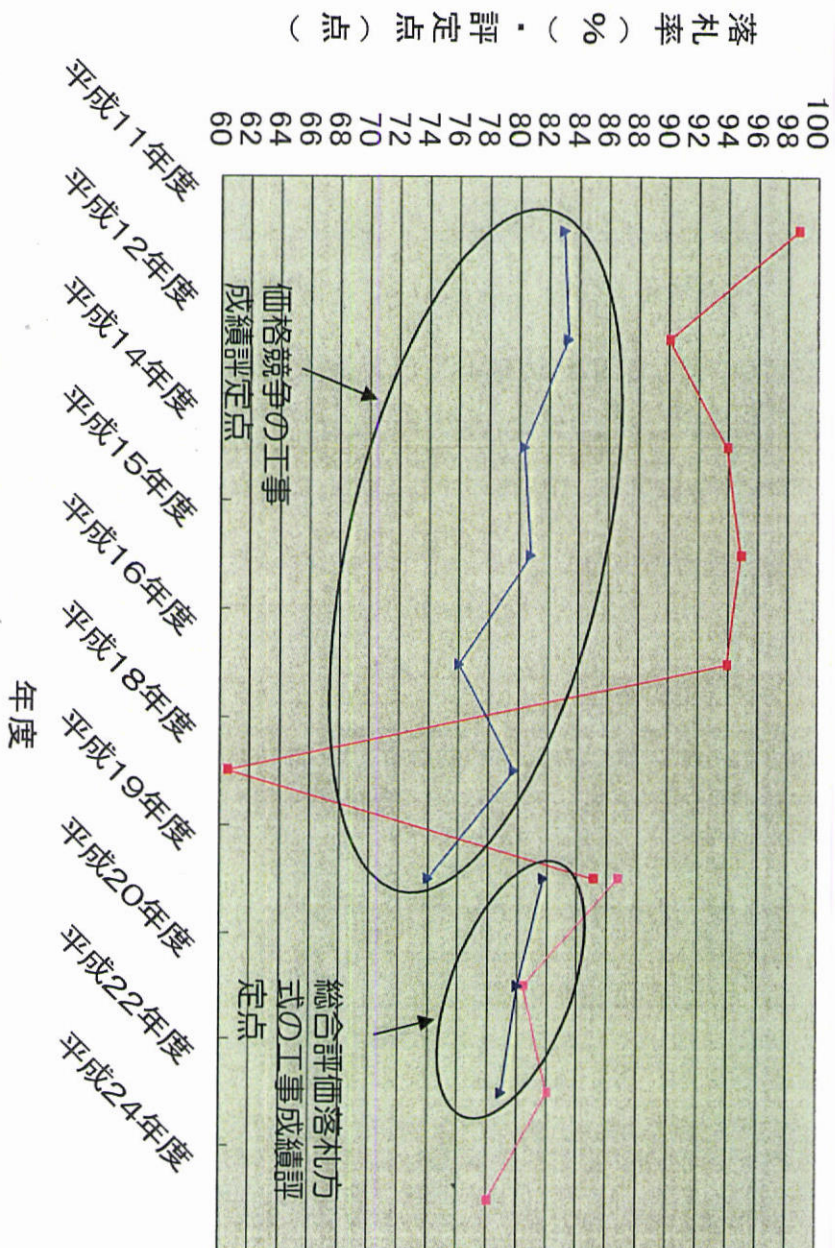
入札方式別工事評定点平均点の推移

* 請負金額3,500万円以上



- ・ 工事成績は従来の価格競争に比べて高い。

WTO案件の落札率と工事成績評定点



- 総合評価落札標識の平均落札率 (%)
- 総合評価落札方式における成績評定の平均点 (点)
- 一般競争入札による工事成績評定の平均点 (点)
- 一般競争入札の平均落札率 (%)

- 落札率が低いと、工事成績評定点も低い傾向にある。
- 価格競争と総合評価落札方式の工事成績評定点を比べると、総合評価落札方式のほうが高い傾向がある。

平成25年度

長崎県総合評価落札制度検討委員会

平成25年5月15日

長崎県土木部建設企画課

2. 総合評価落札制度改訂(案)について

総合評価落札方式(標準型) への『施工体制確認型』の導入について

総合評価落れ方式(標準型)への『施工体制確認型』の導入

(背景)

- ・低入札調査→長崎県ではWTO対象工事のみ適用(地域要件・最低制限価格設定不可)
- ・低価格受注の対策の強化長崎県の低入札調査基準価格は、国や他県に比べ低い水準(ただし、WTO対象工事以外は、最低制限価格を全国的にも高い水準で設定)
- ・WTO対象工事の極端に低い価格での受注→県内下請業者等へのしわ寄せの懸念
- ・今後、県庁舎建設など、大型公共事業の発注が見込まれ、対策が急務



低価格受注の対策の強化

(強化対策)

- ・低入札調査基準価格を国の水準まで引き上げる。
(国は、平成20年度以降順次、低入札調査基準価格を引き上げている。)
- ・特別重点調査及び施工体制確認型総合評価落れ方式を導入する。
[国において、平成18年度より低価格受注に伴う公共工物品質確保対策として、特別重点調査及び施工体制確認型総合評価落れ方式を一体的に導入し、強化を図っている。]

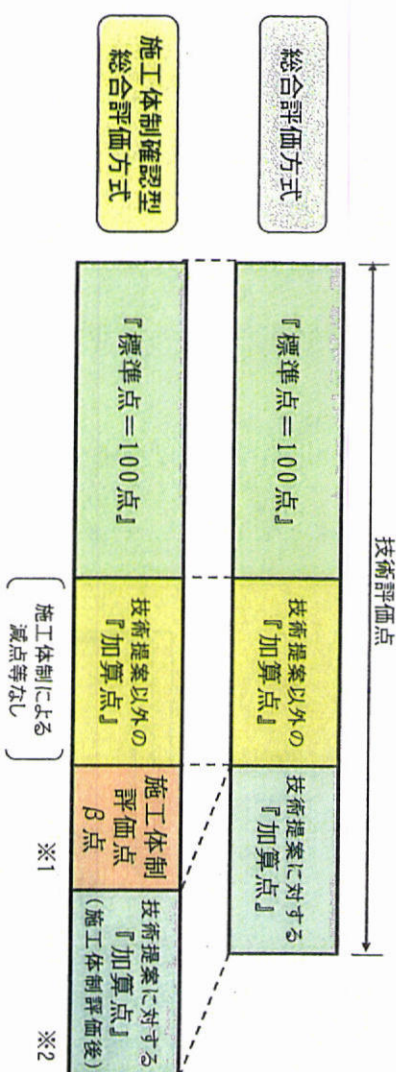
(施工体制確認型総合評価落札方式とは)

- ・公共工事の品質には、「工事の目的物の品質」はもとより、「工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事そのものの質を高めるもの」も含まれる。このため、低入札工事においては、企業の施工体制が工事の品質等に大きな影響を及ぼす。
- ・低入札工事においては、特に下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化等が懸念され、適正な施工体制が確保されないおそれがある。
- ・このため、品質確保のための施工体制を確認し、設計図書等に求められた要求要件を確実に実現できるかを審査し、技術的に評価する新たな落札方式を導入する。

本県における施工体制確認型(案)

- (1) 対象工事は、総合評価落札方式(標準型)(WTO適応工事)において試行する。
- (2) 評価方法 ア) 施工体制確認型の評価値＝(標準点＋加算点＋施工体制評価点)／入札価格
 イ) 施工体制評価点(β)は、設計図書等において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、配点は「品質確保の実効性」「施工体制確保の確実性」のそれぞれ15点(15点0点の2段階評価)、合計30点とする。
 ウ) 加算点のうち「技術提案に対する加算点」のみは、 $\beta/30$ の割合で補正する。
- (3) 低入札調査基準価格に満たないものは追加書類等の提出後に聴取り調査を実施する。
- (4) 審査方法は、技術資料、聴取り調査の結果及び追加資料等に基づき、入札説明書において求める要求要件が実現できるかを審査し、その結果要求要件が実現できないと認めるときは施工体制評価点を与えない。
- (5) 聴取り対象者は、追加書類等の提出を行わない旨の申し出を可能とし、その入札は無効とする。
- (6) 聴取り対象者が追加書類等の全部もしくは一部を提出しない場合(上記(5)を除く)、追加書類に不備がある場合または聴取り調査に応じない場合は、指名停止等の措置を講じる場合がある。

図-1 施工体制確認型総合評価落れ方式の考え方



※1. 施工体制評価点は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
評価項目は、「品質確保の確実性」と「施工体制の確実性」の2項目。満点は30点。
それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点/0点)。

※2. 施工体制評価後の技術提案に対する加算点は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^(注1)に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数・・・(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点×β/30
注1) 技術提案および簡易な施工計画に対する加算点

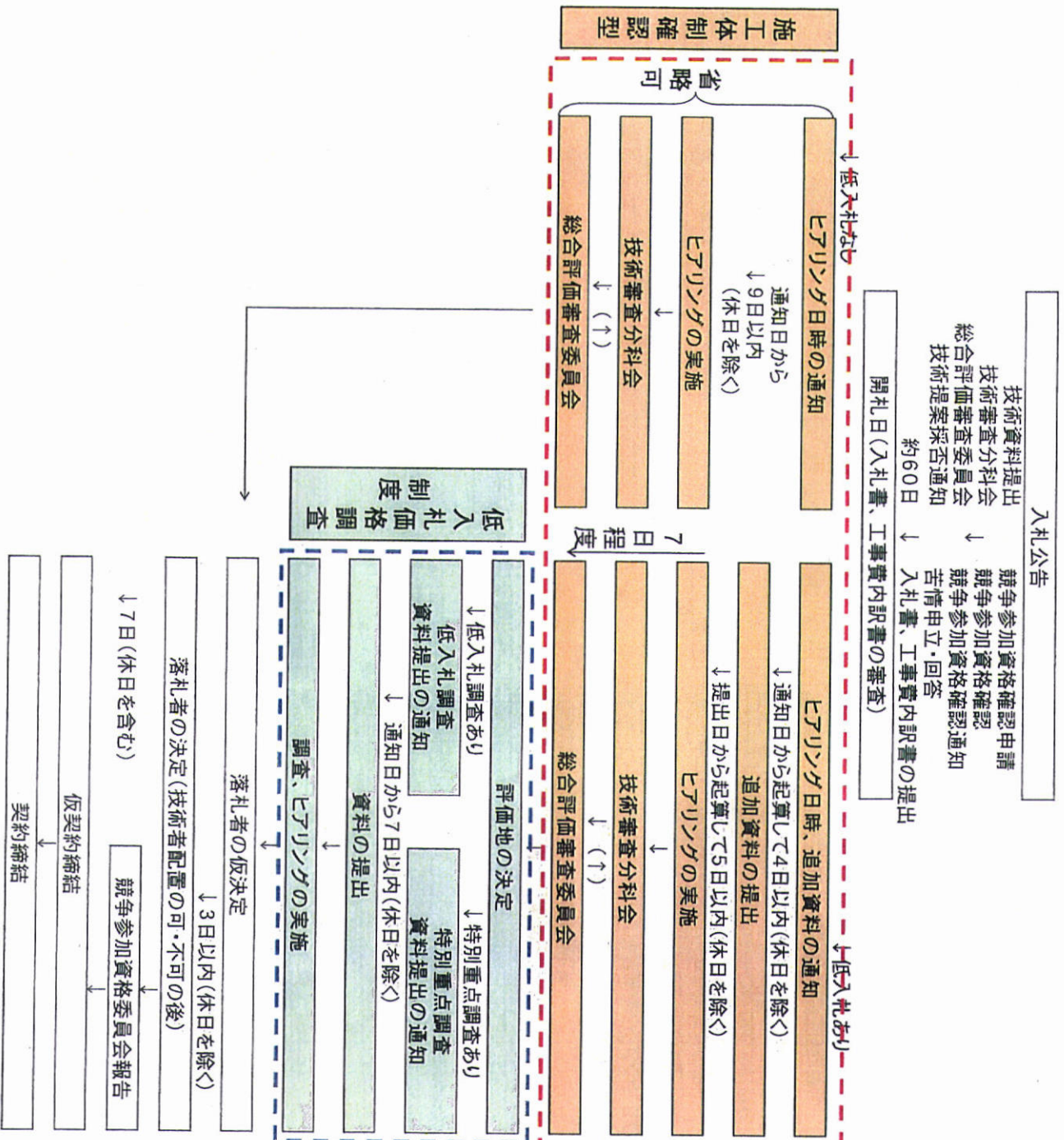
表-1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

表-2 追加資料一覧 (施工体制確認型)

様式番号	名称
様式1	当該価格で入札した理由
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調査①
様式2-2	積算内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調査②
様式3	コスト縮減額調査
様式4	下請予定業者等一覧表
様式5	配置予定技術者名簿
様式8-1	手持ち資材の状況
様式8-2	資材購入予定先一覧
様式9-1	手持ち機械の状況
様式9-2	機械リース元一覧
様式10-1	労務者の確保計画
様式10-2	工種別労務者配置計画
様式11	建設副産物の搬出地
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)
様式16-1	施工体制台帳
様式16-2	施工体系図
様式18-1	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調査①
様式18-2	内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調査②

長崎県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式フロー



『総合評価落札方式 (若手技術者育成型)』の導入について

長崎県における『総合評価落札方式(若手技術者育成型)』 の導入(試行)

建設業界の現状と課題

【企業】建設投資の減少に伴う受注競争の激化

【技術者】若年入職者の減少が進行



世代交代により技術の継承の危機

若手技術者の確保・育成が課題

総合評価落札方式における現状と取り組み

【現状】配置予定技術者の実績・成績及び表彰を重視した評価



若手技術者配置が困難

【取組】総合評価落札方式に若手技術者育成型を導入(試行)

若手技術者の育成を図るため、施工計画の提出及び「現場指導員」の配置を条件とし、「現場指導員」により評価することで若手技術者でも参加可能となる入札方式を試行する。

※若手技術者でなくても参加は可能とする。その際現場指導員は不要とし、配置予定技術者(若手技術者でない者)で評価を行う。

国・九州各県の導入状況

・九州地方整備局においては、平成24年10月より試行

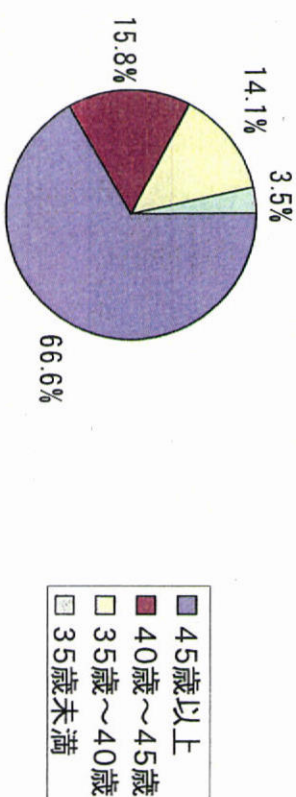
総合評価落れ方式(若手技術者育成型)とは

(1) 若手技術者とは

35歳までの技術者とする。

- ・総合評価落れ方式(特別簡易型)において参加業者の配置予定技術者の35歳未満の割合が極端に低い。(3.5%)

集計結果(H23特別簡易型)



(2) 総合評価落れ方式(若手技術者育成型)の特徴

① 配置予定技術者の評価は若手技術者を配置する場合は、「現場指導員」により評価を行う。

「現場指導員」とは

- ・当該工事の種類に関し、1級土木施工管理技士取得後15年以上経過し、公共工事(土木一式工事)を元請(最終請負金額2,500万円以上)の主任技術者又は監理技術者として従事した実績を有する者
- ・必要な技術指導を若手技術者に行う者

② 現場指導員の業務

- ・現場指導員の段階確認及び施工プロセスチェック時の指導を必ず含むものとし、指導内容計画書を施工計画書と併せて提出し、発注者の確認を受ける。
- ・現場指導員は、当該工事における専任は求めず、現場指導員を3件まで兼ねることができる。

(3) 落れ者決定基準による変更点

配置予定技術者の評価は、現場指導員の配置を考慮して、経験を重視した項目により行い、企業の評価は、品質や技術力を判断できる項目に特化する。

【施工計画の提出】

- ・企業が、発注者が示す設計図書に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを把握するためを行う。

【配置予定技術者の評価】

- ・技術者の工事成績及び表彰の項目の削除

【企業の施工能力】

- ・企業の直接的な技術力を判断するために必要な項目のみに特化（施工実績件数、CPDS、基幹技能者の配置の削除）
先行して下請け次數の取り組みを追加する。

(4) 対象工事

- ・原則1億円以上の比較的難易度の低い工事
- ・各振興局において平成25年度中に1～2件程度、試行的に実施。

平成25年度

加算点配点基準

【若手技術者育成型】 土木一式工事

工 事 種 別		年 度		評価項目及び配点																											加 算 点 合 計		
施 工 計 画		配置予定技術者						企業の施工能力														従 業 員 数		計									
		若手技術者の配置	技術者の施工実績	技術者の工事成績	技術者表彰	資 格	C	P	D	S	計	企業の実績関係				作業船関係			地域要件							労務資金の支払い	下請け次數の取組み						
												企業の実績	工 事 成 績	施工実績件数	工 事 表 彰	年間受注高の状況	C	P	D	S	小 計	主 作 業 船 保 有 状 況	曳 船 保 有 状 況	小 計	工事実施体制拠点	地域の施工実績	社会貢献活動A	社会貢献活動B	小 計				
1案 H25		4	0.7		0.7	0.53	0.35	0.9	0.4	0.2	0.5	0.42	0.33	0.25	0.17	0.08	2	—	—	—	1.1	0.5	1.6	0.5	0.5	0.55	0	0	0	0	0	4.6	10.0
		4	0.7		0.7		0.35	0.9	0.4	0.2	0.5																						
		0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

その他

1. 加算点配点基準の変更（鋼構造物(浮栈橋)の導入）

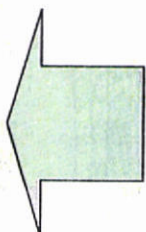
鋼構造物工事の加算点配点基準の現状と問題点

【現状】

鋼構造物であれば、全て同じ配点基準で評価を行っている。

【課題】

鋼構造物の中でも浮栈橋及び浮防波堤工事は、工場製作と現場施工が別工事として発注されており、工場製作のみの案件を現場施工がある他の鋼構造物工事と同じ基準で評価している。



鋼構造物（浮栈橋）の加算点配点基準の導入

鋼構造物の中でも現場施工がない特殊工事であることをふまえた配点基準を作成し、他の鋼構造物との区別化を行う。

見直し項目	表彰項目(変更)	・工場製作のみという特殊工事であり、現場施工がある橋梁での表彰とは内容に差があるため、評価対象を浮棧橋のみに限定する。
	配置予定技術者の資格項目(変更)	・参加資格と評価項目にずれがあるので、評価項目の内容も同様に拡大する(経験年数も評価対象にする)。
	地域要件項目(削除)	・現地での施工がないため、地域精通度・地域貢献度の2項目(2.7点)を削除する。
	社会貢献活動項目(変更)	・現地での施工がないため、評価方法を「管内」から「県内」に変更する。
	安全管理項目(削除)	・平成25年度から簡易型・特別簡易型総合評価方式で評価項目から廃止する。
	下請け次数項目(追加)	・総合評価全体の項目見直しとして、追加する。
	工事成績評定項目(変更)	・鋼構造物の中でも現場施工がない特殊案件なので、鋼構造物のうち、工場製作を伴う浮棧橋工事の点数を評価する。
配点の見直し		・変更削除した項目の配点(企業:2.7点)のうち、管内施工実績は、企業の施工実績として配点し、残り1.4点を企業評価項目で按分する(技術者と企業の配点割合は変えない)。

平成25年度の総合評価落れ方式による浮棧橋工事の入れから適用する。

加算点配点基準の見直し(案)

[illegible]

配置予定技術者の能力

企業施工能力

：削除項目

追加項目

特別簡易型の加点配点基準(案)

鋼構造物（浮桟橋工事）

配置予定技術者の能力					企業の施工能力														加			
評価項目	技術者の施工実績	技術者の工事成績評定	表彰（優秀現場技術者）	技術者の資格	計	企業の実績関係							小	社会貢献活動の実績 A	社会貢献活動の実績 B	小	労務資金の支払い	従業員数	下請け回数	小	計	算点合計
						企業の施工実績	工事成績評定	施工実績件数	優秀工事表彰	C P D S	基幹技能者の配置	計										
配点	0.7	1.2	0.4	0.7	3	2.7	0.7	0.7	0.3	0.4	0.1	4.9	0.7	0.2	0.9	0.2	0.2	0.5	0.9	7	10	
配点	0.7	1.2	0.4	0.7		2.7	0.7	0.7	0.3	0.4	0.1		0.7	0.2		0.5	0.2	0.5				
	0.35	0.6	0.2	0.35	3	1.35	0.35	0.35	0.15			4.9			0.9	0.1			1.2	7.0	10	
	0.3					0.18																
	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0				

- 「工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点」、「管内の施工実績」を廃止し、「管内の施工実績」の点数については、「企業の施工実績」に配点し、「工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点」の点数については、残りの項目で按分する。
- 工事成績・優秀工事表彰については、鋼構造物の中でも現場工事がないという特殊性をふまえ、「工場製作を含む浮桟橋及び浮防波堤工事」の実績のみに限定する

- 社会貢献活動の実績は、「管内」での評価から「県内」に拡大する。
- 評価項目に「下請け回数」を追加する。

鋼構造物（浮棧橋工事）

評価項目	施工計画	配置予定技術者の能力				企業の施工能力														加算点	
		代表構成員				企業の実績関係							代表構成員								
		技術者の施工実績	技術者の工事成績評定	表彰（優秀現場技術者）	技術者の資格	企業の実績	工事成績評定	施工実績件数	優秀工事表彰	C P D S	基幹技能者の配置	小計	代表・その他	小計	代表構成員						
配点	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5	32	1.0	1.0	0.4	0.6	0.3	6.5	0.6	0.2	0.8	1.2	0.3	1.2	2.7	
配点	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5	32	1	1	0.4	0.6	0.3	6.5	0.6	0.2	0.8	1.2	0.3	1.2	2.7	
	3	4	0.75	1.73	0.35	1.13	0.75	0.5	0.5	0.2			0.25	0.1		0.15				10	20
	2		1.15	0.58			1.6						6.5			0.8					
	1						0.25														
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●「工事の進捗かつ円滑な実施体制としての拠点」、「管内の施工実績」を廃止し、「管内の施工実績」の点数については、「企業の施工実績」に配点し、「工事の進捗かつ円滑な実施体制としての拠点」の点数については、残りの項目で按分する。

●「工事成績・優秀工事表彰については、鋼構造物の中でも現場工事がないという特殊性をふまえ、「工場製作を含む浮桟橋及び浮防波堤工事」の実績のみに限定する

●社会貢献活動の実績は、「管内」での評価から「県内」に拡大する。

●評価項目に「下請け次数」を追加する。

記載方法・提出様式

総合評価落札方式（標準型）及び（簡易型とする。

- ・提案数は最大で8提案

- 評価項目に対する「着目点」による区分を新設。

- 着目点数は最大で4着目点。

- ・2つの着目点は発注者設定、他の着目点は参加者が独自に任意設定。（独自着目点は設定しなくてもよい。）

- 発注者設定の2着目点への提案を必須とする。

- 提出は、**指定様式（A4版1枚）と添付資料（様式自由、A4版1枚）とする。**

- ・技術提案の文字数は合計で600文字以内。ただし、各着目点の提案数と1提案ごとの文字数は制限なし。

- ・文字数は、句読点、数字、記号等を含み、半角・全角を問わず1文字を1文字とカウントする。

・着目点欄の文字は、文字数に含まない。

[illegible]

評価方法・実施義務

- ・ 具体的な技術提案内容に対して、良（○）、普通（△）、不可（×）の評価を行う。
- ・ 技術提案の合計得点は、最大8点とする。
- ・ 実施義務は、良（○） 評価の技術提案のみとする。

評価	得点	内容	実施義務	備考
良 (○)	1点	標準より優れた手法。 工事の品質向上が見込め、その効果が大きい。 具体的に明確な記載による提案。	実施義務あり	
普通 (△)	0点	標準と同等の手法。 品質向上の効果が小さい、又は標準的手法と同程度。 手法、効果の記載が不足。 提案内容が不明確で良否の判断ができない。	実施義務なし (実施可能)	関連機関などとの協議が必要と思われる提案も含む
不可 (×)	なし	標準より明らかに劣る手法、不適切な手法、不安全な手法など。 品質低下や環境悪化など効果が不適切となるおそれがあるもの。 設計仕様より劣ることが明白なもの。	実施不可	改定前の不採用(一)評価に相当

● 評価内容

- 改定理由

【加算点配点基準】

[illegible]

特別簡易型

(変更前) 土木一式工事 [陸上工事]	—	0.7	1.2	0.4	0.7	3	1	0.4	0.4	0.2	0.6	0.3	0.1	3			14	1.3	0.5	0.2	3.4	0.5	0.1	0	0.6	7	10
(変更後) 土木一式工事 [陸上工事]	—	0.7	1.2	0.4	0.7	3	0.9	0.4	0.4	0.2	0.6	0.3	0.1	2.9			1.2	1.1	0.5	0.2	3.0	0.5	0.1	0.5	1.1	7.0	10

簡易型

[illegible]